

平成二十六年九月三十日提出  
質 問 第 五 号

いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに関する質問主意書

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災並びに東京電力福島第一原発事故で現場対応を担った吉田昌郎氏が、政府の事故調査・検証委員会に事故当時の様子等を答えた「聴取結果書」（以下、「吉田調書」とする。）に関し、政府は、政府答弁書（内閣衆質一八六第一七七号、一九七号、二三二号）において、「吉田調書」を公開すべきとした当方の質問に対し、「国会事故調査委員会から政府事故調査委員会に対し、吉田昌郎氏からのヒアリング結果の提出について依頼がなされた際、同氏から、記憶の混同等による事実誤認が含まれる可能性があるため、内容の全てがあたかも事実であったとの誤解を招くこと等が危惧され、第三者に向けて公表されることは望まない旨の意思が明確に示されていたこと等から、当該ヒアリング結果は公開しないこととしているものである。」とし、同調書の公表を拒んでいた。その一方で本年九月十日、政府は公表に踏み切っている。

右を踏まえ、質問する。

- 一 政府として、「吉田調書」の公開を正式に決定した日にち並びにその理由を明らかにされたい。
- 二 政府として、国民の代表である国会議員の質問主意書に対しては、閣議決定で「吉田調書」の公開を拒

む一方で、その三か月後に一転して公開に踏み切ったのはなぜか。

三 質問主意書において「吉田調書」の公開を主張した国会議員に対し、政府として同調書を公開するに至った経緯等に関し、本来なら事前に明確な説明をすべきであったと考える。それをしないのは、国会議員、ひいては国民を軽んずることと同じであると考えますが、政府の見解如何。

四 本年五月、最初に朝日新聞が「吉田調書」について報じた時点で、政府として同調書を公開し、東日本大震災発生当時の様子等について正確な情報を国民に明らかにすべきではなかったのか。政府の見解如何。

右質問する。